第三百五十八条第一項中「詐偽」を「偽り」に、「免かれた」を「免れた」に、「三年」を「五年」に改め、「若しくは科料」を削り、「懲役及び罰金」を「これ」に改め、同条第二項中「免かれた」を「免れた」に、「こえる」を「超える」に、「因り」を「より」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「外」を「ほか」に、「本条」を「当該各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　第一項に規定するもののほか、第三百八十三条、第三百八十四条又は第三百九十四条の規定によつて申告すべき事項について申告をしないことにより、固定資産税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4　前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第三百五十八条に次の一項を加える。

6　前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第三百七十四条第一項中「免かれる」を「免れる」に、「隠蔽し」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第三百七十五条第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第三百八十五条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第三百八十六条中「三万円」を「十万円」に改める。

第三百九十五条第一項及び第三百九十七条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第四百四十八条第一項中「五万円」を「三十万円」に改める。

第四百四十九条中「三万円」を「十万円」に改める。

第四百五十一条第一項中「五万円」を「三十万円」に改める。

第四百五十二条第一項中「詐偽」を「偽り」に、「十万円」を「百万円」に改め、「又は科料」を削り、同条第二項中「十万円」を「百万円」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「外」を「ほか」に、「本条」を「当該各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　第一項に規定するもののほか、第四百四十七条第一項の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、軽自動車税の全部又は一部を免れた者は、五十万円以下の罰金に処する。

4　前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第四百六十条第一項中「免かれる」を「免れる」に、「隠蔽し」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第二項中「免かれさせる」を「免れさせる」に、「また同項と同様」を「同項と同様」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第四百六十一条第一項中「十万円」を「三十万円」に改める。

第四百七十一条第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二項中「刑」を「罰金刑」に改める。

第四百七十五条の次に次の一条を加える。

（たばこ税に係る不申告に関する過料）

第四百七十五条の二　市町村は、たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて第四百七十三条第一項又は第二項の規定による申告書を当該各市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第四百七十八条第一項及び第二項中「三年」を「十年」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「、第二項又は第四項」に、「この条」を「当該各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　第一項に規定するもののほか、第四百七十三条第一項又は第二項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、たばこ税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5　前項の免れた税額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第四百七十八条に次の一項を加える。

7　前項の規定により第一項、第二項又は第四項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。

第四百八十五条の四第一項中「隠べいし」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第四百八十五条の五第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二項中「刑」を「罰金刑」に改める。

第五百二十二条の次に次の一条を加える。

（鉱産税に係る不申告に関する過料）

第五百二十二条の二　市町村は、鉱産税の納税者が正当な事由がなくて前条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第五百二十三条第一項中「前条」を「第五百二十二条」に、「且つ」を「かつ」に、「但し」を「ただし」に改める。

第五百二十四条中「二十万円」を「五十万円」に、「但し」を「ただし」に、「因り」を「より」に改める。

第五百二十六条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第五百二十八条第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第五百二十九条中「三万円」を「十万円」に改める。

第五百三十条第一項中「詐偽」を「偽り」に、「免かれた」を「免れた」に、「三年」を「五年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条第二項中「免かれた」を「免れた」に、「五百万円」を「千万円」に、「こえる」を「超える」に、「因り」を「より」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「外」を「ほか」に、「本条」を「当該各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　第一項に規定するもののほか、第五百二十二条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、鉱産税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4　前項の免れた税額が五百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第五百三十条に次の一項を加える。

6　前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第五百四十二条第一項中「免かれる」を「免れる」に、「隠蔽し」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第五百四十三条第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第五百八十六条第二項第四号の五中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に改める。

第五百八十九条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第五百九十一条第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第五百九十二条中「三万円」を「十万円」に改める。